表紙

保険募集人の体制整備に関するガイドライン

本ガイドラインは、保険業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第４５号）において規定された「保険募集人の体制整備義務」に関して、会員各社が保険募集人への適切な指導を行う際の参考の用に供するために策定したものである。本ガイドラインは拘束力を有するものではないが、各社においては自己責任に基づく対応を前提に、関連法令等に則り、本ガイドラインの内容も参考にしつつ、保険募集人の規模や業務特性に応じた適切な指導を行うための体制を確保するよう努めることが望ましい。

なお、本ガイドラインに記載されている字義通りの対応でなくても、保険業法や保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）等の趣旨から合理的かつ同様の効果が認められるのであれば、その対応を妨げるものではない。

令和８年５月１３日

生命保険協会

制定　平成２７年１１月１２日
改正　平成２７年１２月　３日
改正　平成２９年　３月　８日
改正　平成２９年　５月２４日
改正　平成２９年１２月１３日
改正　平成３０年　４月１９日
改正　令和元年　　６月２０日
改正　令和元年　　７月　５日
改正　令和元年　１２月２４日
改正　令和２年　　３月　９日
改正　令和２年　　７月１３日
改正　令和３年　　２月　１日
改正　令和３年　　３月１０日
改正　令和３年　１１月１１日
改正　令和４年　　７月　６日
改正　令和５年　　６月２２日
改正　令和６年　　６月２７日
改正　令和７年　　９月１６日
改正　令和８年　　１月２９日
改正　令和８年　　５月１３日

目次

Ⅰ．総論

１．本ガイドライン策定の目的 ･･･ Ｐ１

２．保険募集人の体制整備義務に係る基本的考え方 ･･･ Ｐ２

Ⅱ．各論

１．保険募集人の体制整備義務全般 ･･･ Ｐ３

（１）役員・使用人の適格性の確保等 ･･･ Ｐ３

（２）法令等の遵守等に係る教育・管理・指導 ･･･ Ｐ４

（３）顧客情報管理 ･･･ Ｐ５

（４）共同募集・共同取扱に係る留意点 ･･･ Ｐ６

（５）募集関連行為従事者に係る留意点 ･･･ Ｐ７

（６）誤認防止措置（顧客が誤認するおそれがある表示の禁止） ･･･ Ｐ８

２．比較推奨販売（比較説明・推奨販売） ･･･ Ｐ８

（１）基本的考え方 ･･･ Ｐ８

（２）比較説明に関する留意点 ･･･ Ｐ１０

（３）推奨販売に関する留意点 ･･･ Ｐ１１

（４）社内規則等の策定 ･･･ Ｐ１６

（５）過度の便宜供与の防止に係る体制整備 ･･･ Ｐ１６

３．商号等の使用許諾 ･･･ Ｐ１７

４．保険募集人指導事業（フランチャイズ事業等） ･･･ Ｐ１８

目次

（１）フランチャイザーにおける体制整備 ･･･ Ｐ１８
（２）保険会社が行うべき教育・管理・指導 ･･･ Ｐ１９
５．意向の把握・確認義務 ･･･ Ｐ２０
（１）意向把握に係る体制整備 ･･･ Ｐ２０
（２）意向確認に係る体制整備 ･･･ Ｐ２１
６．特別利益の提供の禁止 ･･･ Ｐ２２
（１）遵守主体に係る留意点 ･･･ Ｐ２２
（２）兼業代理店等に係る留意点 ･･･ Ｐ２２
（３）クレジットカード会社等が会員に提供する無償保険に係る留意点 ･･･ Ｐ２２
７．法人向け保険 ･･･ Ｐ２３
８．保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る体制整備 ･･･ Ｐ２４
９．不祥事件 ･･･ Ｐ２５
10．規模が大きい特定保険募集人 ･･･ Ｐ２６
11．特定大規模乗合生命保険募集人 ･･･ Ｐ２７
（１）基本的考え方 ･･･ Ｐ２７
（２）特定大規模乗合生命保険募集人の保険募集指針 ･･･ Ｐ３４
（３）特定大規模乗合生命保険募集人の保険募集に係る法令等遵守責任者等 ･･･ Ｐ３４
（４）特定大規模乗合生命保険募集人が講ずべきその他の態勢整備等 ･･･ Ｐ３６
12．電磁的手段を用いた保険募集等 ･･･ Ｐ４２
（１）電磁的媒体での契約概要・注意喚起情報および契約締結前交付書面の作成 ･･･ Ｐ４３
（２）非対面・非接触の方式による情報の提供および交付書面の記載事項を了知した旨の確認 ･･･ Ｐ４３

目次

13. 募集用の資料等の適切な管理 ･･･ Ｐ４４
14. その他 ･･･ Ｐ４５

【別紙】

１　別紙１：概要明示用資料イメージ ･･･ Ｐ４７
２　別紙２：監督指針Ⅱ－４－２－２（８）保険業法第３００条第１項第５号関係 ･･･ Ｐ４９
３　別紙３：代理店監査等に係る基本的な考え方・対応例、
　　保険会社から保険代理店への監査において、確認・検証・対話する項目（イメージ） ･･･ Ｐ５８
４　別紙４：特定大規模乗合生命保険募集人への該当通知書ひな形 ･･･ Ｐ７３
５　別紙５：類似の不祥事件を惹起した疑いの有無に応じた不祥事件の概要通知ひな形 ･･･ Ｐ７４
６　別紙６：老齢年金制度に係る情報提供ツール ･･･ Ｐ７６

社会保険料負担の潜脱行為および
保険募集の再委託の禁止に係る留意事項

ていた[illegible]備や保険募集等の適切性については、中立的な第三者（当協会の代理店業務品質評価等）による評価を活用することが特に有効であると考えられる。

○左記の「保険代理店」には、保険代理店である銀行等も含まれる。また、保険会社は、保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図る観点から、関係法令等の遵守も含め、保険代理店に対する適切な教育・管理・指導を行う必要があることに留意する。

Ⅱ．各論

１．保険募集人の体制整備義務全般

（１）役員・使用人の適格性の確保等

保険募集人は、保険募集に従事する役員または使用人の採用・登録申請にあたって、法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと等を確認し、その適格性を審査する必要がある。

また、採用・登録申請時に限らず、保険募集に従事する役員または使用人については、以下の要件を満たす必要があることに留意する。

ａ．保険募集に従事する役員または使用人とは、保険代理店から、保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること

ｂ．使用人については、上記ａ．に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること

（注）保険業法第２７５条第３項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する

・代理店（出向元等）から代理店（出向先等）へ使用人を形式的に「出向」「派遣」「雇用」※させたうえで、出向元等が当該使用人の出向先等での保険募集に関与し、実質的には当該保険募集への関与の対価として、出向先等から業務委託費等の名目で手数料を収受している場合等は、保険業法第２７５条第３項に抵触するおそれがある。

※使用人の契約形態が「出向」「派遣」「雇用」であっても、出向先等にて教育・管理・指導を受けていない、常態的に出向元等に勤

○保険募集人は、登録内容（所属代理店等）の変更により役員または使用人を採用する場合も、同様の確認・審査を行う必要があることに留意すること。

○平成２９年３月２８日付年管管発０３２８第５号、金監第６３２号「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」において、保険会社が所属保険代理店に対し、保険業法はもとより、法令等遵守の観点から、適切な厚生年金および健康保険（以下、「厚生年金等」という。）に関する諸手続きや届出が行われるよう徹底することが求められている。当該文書は、例えば、以下のような法令違反がある場合には、是正することを求めている。保険代理店は、記載の事例のみならず、適切な厚生年金等に関する諸手続きや届出を実施する必要がある。

・「厚生年金等の被保険者になる者」については、就業規則等で定められた所定勤務時間、所定労働日数、所定労働時間が「短時間労働者」に該当する場合であっても、実際の労働時間（保険募集は保険代理店の指揮監督で労働に従事する時間となることが必要）が連続する２ヶ月において当該基準以上となっているにもかかわらず、対象としていない

務している等、形式的な場合には監督指針Ⅱ－４－２－１（３）エ．に規定する使用人の要件を充足していないと判断されるおそれがあることに留意する。

・なお、形式的な「出向」「派遣」「雇用」によって出向元等が利益を得ている場合、職業安定法第４４条に規定されている労働者供給事業や、労働者派遣法第２条に規定されている労働者派遣事業に該当するおそれがあることに留意する。

・「標準報酬の対象となる報酬」については、基本給部分（最低賃金相当）のみ標準報酬の対象となる報酬とし、歩合給部分を対象としていない等

○保険代理店の使用人は、使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要があることに留意する。

○厚生年金保険法および健康保険法では、次の使用人は、厚生年金等の被保険者として取り扱う必要がある。

①雇用期間の定めがなく、適用事業所に常用的に勤務をする正規社員

②雇用契約や勤務時間に関する規定に基づき、適用事業所に１週間の所定勤務時間および１ヶ月の所定労働日数が正規社員の４分の３以上である短時間労働者

③法令上の要件をすべて満たす短時間労働者

なお、これらの要件は法改正により変更される可能性もあることに留意する。

（参考：適用事業所と被保険者｜日本年金機構）

また、保険募集は保険代理店の指揮監督で労働に従事する時間となることに留意する。

○標準報酬の対象となる報酬とは、賃金、給与、手当などの名称を問わず、労働の対償として受ける全てのものをいい、契約件数等実績に応じて支払われる報酬は、保険代理店と使用人との間の委託契約が禁じられている観点から、標準報酬の対象となる報酬に含まれることに留意する。

（２）法令等の遵守等に係る教育・管理・指導

保険募集人は、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約および公的保険制度に関する知識の確保（注）、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、保険募集に従事する役員または使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行う必要がある。

○個人代理店や小規模の法人代理店において、独自の社内規則等の策定が難しい場合には、保険会社等のマニュアルやガイドラインを自らの社内規則等と位置付け、使用することも考えられる。その場合、従業員に対して、研修を実施し、または所属保険会社が企画する研修への参加を促す必要がある。なお、当該マニュアル等に記載されていない業務を行う場合には、保険募集人自身が社内規則等を定め、使用人への教育・管理・指導や、監

（ガイドライン冒頭に記載の通り、ガイドライン・当別紙（代理店監査等に係る基本的な考え方・対応例）は拘束力を有するものではなく、会員各社が適切な代理店監査を実施する際の視点として、参考の用に供するために提供するものである。）

別紙３－１

代理店監査等に係る基本的な考え方・対応例

保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4－2－1 において、保険代理店等に対する監査を通じた対応が示されている。

今般、保険会社から保険代理店に対する指導等をより実効的に行うことを目的として、以下のとおり、代理店監査等に係る基本的な考え方や代理店監査に係る対応例を示すこととする。

（参考）監督指針　Ⅱ－4－2－1 適正な保険募集管理態勢の確立（4）

保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、保険会社においては、営業面への影響の大きさにかかわらず、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性について、日常的な教育・管理・指導に加え、代理店監査等を通じて検証し、課題等が認められた場合には期限を定めて改善を求めるなど、保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、その実効性を十分に確保しているか。

③ 保険代理店等に対する監査について

営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集の実態や内部事務管理の状況等を把握しているか。また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点及び保険代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。

ア．営業所等の拠点及び保険代理店に対する監査の周期は、営業所等の拠点及び保険代理店の業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。

イ．監査等を実施する営業所等の拠点及び保険代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。

ウ．監査等の手法として、保険代理店による自己点検のみに依拠することなく、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。

【代理店監査等に係る基本的な考え方】

①前提として、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性については、保険代理店自身において、適切な体制整備・対応を実施し、保険代理店自身が、自己点検で状況を確認・点検する必要がある。

②保険会社においては、日常的な教育・管理・指導に加えて、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性について把握・検証する必要があるが、当該把握・検証は、一次的には、保険代理店が実施する上記代理店共通自己点検結果の確認（全保険代理店につき毎年１回実施）を通じて行われる。

③上記②に加えて実施される代理店監査は、委託元である保険会社が、上記②の把握・検証に加えて、保険代理店における取組（の実効性）を追加・補足的に確認・検証・対話するものであり、代理店監査は、以下のように活用されることが考えられる。

－保険代理店における（上記②で把握した）現在の体制整備状況及び運用状況の実効性についての**確認・検証・対話**

－保険代理店における適切な業務運営（顧客本位・法令等遵守）の高度化に向けた**確認・検証・対話**

－特に注意を要する「事項」に関する（又は「個別代理店」に対する）**注意喚起・確認等の場**

④上記代理店監査の目的・性質を踏まえると、保険会社による確認・要員等にも限りがある中で、代理店監査について、以下のように考えられる。

－全ての保険代理店について、幅広い項目について、代理店監査を実施することが必須ではない
（なお、全保険代理店に対して実施することを妨げるものではない）。

－代理店監査においては、上記目的・性質を踏まえて、対象保険代理店、監査項目等につき、リスクベースで取組むことが重要

【代理店監査の対応例】

項目	考えられる対応内容（例）
実施主体	○２線若しくは３線組織が実施 　　又は ○１線若しくは１．５線組織が実施するものの、２線若しくは３線組織が関与・確認
対象	○全保険代理店に実施 　　又は ○一部の保険代理店（特定大規模乗合生命保険募集人、若しくは、リスクベースで選定※）に実施 ※リスクベースで対象保険代理店を選定する際の項目の例としては、以下が考えられる。 「当該保険代理店における販売件数の多寡」、「不祥事件の発生状況」、「保険代理店内において、役職員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系（営業目標、人事・業績評価等）となっているか及び保険代理店内募集人の報酬体系が過度に業績重視となされていないか等」、「転職を繰り返している募集人の大量採用」、「顧客基盤の付与状況」、「出勤等の活動管理や借財情報・副業懸念等のリスク管理体制の不備」　又は「社保潜脱・再委託の禁止違反の懸念」等
タイミング	○年１回 　　又は ○リスクベースで設定
方法	○訪問（又はオンライン）、に加えて、書面でのやりとり
事前予告	○定期監査　：　事前予告あり ○個別具体的な懸念事象を踏まえた監査　：　事前予告なし ※上記に関わらず、監督指針で示されている通り、保険会社の判断により、「無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備」することは必要
確認内容	○代理店共通自己点検表のうち所定の項目・その他必要項目＜別紙３－２＞ ○保険代理店のリスク状況に応じて項目を追加等　＜各社で判断・設定＞

その他留意点	○保険代理店は競合他社の顧客情報や他の委託元保険会社に関する情報（商品、手数料情報等）等を保有している可能性があることを踏まえ、代理店監査にあたっては個人情報保護法・不正競争防止法・独占禁止法等に抵触することがないよう、情報管理に十分留意する。 ○当協会が運営する「代理店業務品質評価運営」における認定代理店であったとしても、委託元保険会社として適切に管理・指導すべきであり、認定代理店であることのみをもって、代理店監査の対象外とすることがないように留意する。

以上

別紙３－２

保険会社から保険代理店への監査において、確認・検証・対話する項目（イメージ）

１．保険代理店における現在の体制整備状況及び運用状況の実効性についての確認・検証・対話

a. 代理店共通自己点検表より抜粋

共通自己点検表該当NO		共通自己点検表確認内容（詳細は自己点検表を参照）【A】	代理店への監査時に特に確認・検証・対話・注意喚起する内容【B】	確認・検証・対話・注意喚起結果（以下、「確認等」と記載）（□にチェック、及び特記事項ある場合は入力）
一般	銀行等			
３・５	３	○使用人等の要件	○使用人等の要件が充足される運用が確実に行われているか、以下の方法等による確認 －雇用契約書等の現物確認 －勤怠記録等の現物確認 ⇒就業規則等に基づき、保険代理店（経営陣等）の指示や管理のもとで、保険代理店内募集人が勤務している実態にあるか ⇒保険代理店内募集人の勤怠（出勤・欠勤・休暇・超過勤務）状況を保険代理店（経営陣等）は把握・	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）

			管理しているか ⇒保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行っているか（業務の内容や遂行の仕方について日常的に指揮監督・命令を受けている実態にあるか） －保険代理店内募集人への保険募集に係る適切な教育・管理・指導の状況	
7	7	○社会保険料負担の潜脱行為の禁止	○各自己点検項目の遵守状況について、以下の点を確認 －保険代理店の従業員数と社会保険被保険者数※との比較 －賃金台帳上の４～６月の給与・報酬額とそれ以外の月との比較 ※日本年金機構　厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システムで検索可能	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　） （参考）従業員数　　名 社会保険被保険者数　　名
8	8	○再委託の禁止の遵守	○各自己点検項目の遵守状況について、例えば以下の確認を通じて、実質的な再委託が行われていないことを確認 －「販売費及び一般管理費の明細」、「賃金台帳」、「雇用契約書」等の現	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）

代理店監査等に係る基本的な考え方・対応例

			物確認を通じ、自己点検項目の「【参考】確認事項に関する考え方」に記載される不適切な支出が存在しないか あわせて、以下の点について今後も留意いただきたいことを改めて注意喚起 －保険代理店の使用人は、使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要であること	
7	6	○代申に届出が必要な登録事項	○左記を漏れなく実施していることを確認、今後も継続・留意いただきたいことを改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
１０	9	○継続教育研修以外の、保険代理店内での研修等の状況	○共通自己点検表の報告結果を踏まえて、保険代理店における左記対応の全体概要を確認	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
１３	１３	○未登録募集資料等	○左記を改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
１４ ・ １５	－ ・ １５	○法令等遵守／内部監査等	○左記につき、特に、体制・人員配置状況を確認	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）

２４	－	○使用人等退職・離任時の対応	○左記につき、改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
３０	２８	○目的外利用	○左記につき、改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
３４	－	○個人データの取扱状況につき、保険代理店独自の監査・点検等の実施状況	○共通自己点検表の報告結果を踏まえて、保険代理店における左記対応の全体概要を確認	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
４１ ～ ４３	３９ ～ ４１	○比較推奨販売 （商品の提示・推奨時の説明事項／商品の提示・推奨時の留意点／適切性の確認・検証に資する記録や証跡等の保存等）	○共通自己点検表の報告結果を踏まえて、保険代理店における左記対応の全体概要、証跡等の適切性に係る確認・検証の実施状況、保険代理店内募集人への指導状況等の把握を通じて実効的な比較推奨販売に係る体制が整備されているか等を確認	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
４７ ～５０	４２ ～ ４５	○意向の把握・確認義務 （意向把握・確認に係るプロセス等／把握すべき顧客の意向／意向把握に用いた帳票等の保存等／１ｗａｙ募集の意向把握）	○共通自己点検表の報告結果を踏まえて、保険代理店における左記対応の全体概要を確認	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
５５	５０	○各種責任者の配置・報告	○左記を漏れなく実施していること	□保険代理店担当者への確認等を実施した

			を確認、今後も継続・留意いただきたいことを改めて注意喚起	⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
５８	５３	○顧客本位の業務運営に関する方針（ＦＤ宣言）の策定状況	○以下「２．保険代理店における適切な業務運営（顧客本位・法令等遵守）の高度化に向けた確認・検証・対話」時に参照	－
７０	６５ ・ ６６	○外貨建て（年金）保険の募集時の説明	○左記につき、改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
７１ ～ ７３	６８ ～ ７３	○特定保険契約に対するフォローアップ	○左記につき、改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
７４ ・ ７５	７５ ・ ７６	○法人向け保険の適切な募集	○左記につき、改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
７８ ～ ８０	７９ ～ ８２	○高齢者に対する保険募集ルール	○左記につき、改めて注意喚起	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　特記事項ある場合は以下に入力 （　　）
高度化 項目 １	－	○保険募集に関する法令の遵守等、適切な募集態勢の構築に係る取組として、独立性を確保した担当部門（担当者）の設置状況の確認	○左記につき、特に、体制・人員配置状況を確認・対話 【高度化に向けた対話の位置づけ】	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒　<u>確認した現状の状況、高度化に向けて対話した内容を以下に入力</u> （　　）

高度化項目２	－	○個人情報漏えい防止に係る取組の確認	○共通自己点検表の報告結果を踏まえて、保険代理店における左記対応の状況を確認・対話 【高度化に向けた対話の位置づけ】	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒ 確認した現状の状況、高度化に向けて対話した内容を以下に入力 （　　）
高度化項目３	－	○意向把握・確認義務（意向把握に用いた帳票等の保存等）	○共通自己点検表の報告結果を踏まえて、保険代理店における左記対応の状況を確認・対話 【高度化に向けた対話の位置づけ】	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒ 確認した現状の状況、高度化に向けて対話した内容を以下に入力 （　　）

b. 代理店業務品質評価基準※より抜粋

※「代理店業務品質評価基準」とは：保険業界全体が「顧客本位の業務運営」の実践を求められている中、生命保険乗合代理店・生命保険会社・消費者団体の代表等で構成される検討会（代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ）にて、検討の上、消費者にとって理想的な代理店として求められる取組みを「業務品質評価基準」として、約 200 項目の基準をとりまとめたもの。

生命保険協会が主体となり、代理店業務品質評価運営として、「業務品質評価基準」に基づいて代理店の業務品質向上をサポートする、 消費者のための取組であり、代理店は「業務品質評価基準」に基づき、自代理店の業務品質に関する取組み状況をチェックすることができ、自己チェックにより発覚した不十分な取組みについて、改善を行うことで業務品質の向上につなげることが可能となる（詳細は、生命保険協会ホームページ　https://www.seiho.or.jp/quality/about/　を参照）。

評価基準ＮＯ	業務品質評価基準 （詳細は評価基準を参照） 【Ａ】	保険代理店への監査時に 特に確認・検証・対話する内容 【Ｂ】	確認・検証・対話結果 （以下、「確認等」と記載） （□にチェック、及び確認等の結果を入力）
基本項目１７	○お客さまあて提案内容とお客さまの意向が合致していることを定期的に確認・検証する態勢（ランダムサンプリング）を整備している	○保険代理店における左記に関する現在の状況を確認・対話 【高度化に向けた対話の位置づけ】	□保険代理店担当者への確認等を実施した ⇒ 確認した現状の状況、高度化に向けて対話した内容を以下に入力 （　　）
応用	○お客さまあて提案内容とお客さま	○保険代理店における左記に関す	□保険代理店担当者への確認等を実施した

項目 １９ ・ ２０	の意向が合致していることを全件確認・検証する態勢を整備している 〇自社以外の第三者による監査（覆面調査等を含む）を行い、お客さまの意向に沿った適切な提案ができていることを確認している	る現在の状況を確認・対話 【高度化に向けた対話の位置づけ】	⇒ 確認した現状の状況、高度化に向けて対話した内容を以下に入力 （　　） ⇒ 実際にどの程度（具体割合）確認・検証しているのか、確認・検証の結果、お客さまあて提案内容とお客さまの意向が合致していないケースの有無、保険代理店（経営層・コンプライアンス部門）として現状をどのように認識しているか・どのように対応していくかを確認・対話。以下に入力 （　　）

c. 保険代理店における適切な業務運営（顧客本位・法令等遵守）を実践するための態勢整備・営業推進態勢の確保

確認項目	確認結果 （□にチェック、及び確認結果を入力）
①営業部門への過度な圧力を防止する観点から、 役職員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系（営業目標、人事・業績評価等）の策定等を行い、適切に運用できているか。 －保険代理店内募集人の報酬体系が過度に業績重視となされていないか	□役職員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系（営業目標、人事・業績評価等）の策定等を行っている ⇒ 保険代理店（経営層・コンプライアンス部門）として、どのように､不適切なインセンティブとならない評価体系と判断しているのか、確認・対話した内容を入力 （　　） □保険代理店内募集人の報酬体系が過度に業績重視となされていない ⇒ 保険代理店（経営層・コンプライアンス部門）として、どのように、過度に業績重視となされていないと判断しているのか、

	確認・対話した内容を入力 （　　）
②取締役会等の経営陣も、営業部門への過度な圧力を防止する態勢を構築する観点から、定期的に営業推進体制を検証する態勢が確保されているか	□経営陣が、定期的に営業推進体制を検証する態勢を確保している ⇒　確認した内容を入力 （　　）
③保険代理店内募集人の採用・育成に関する考え方・方針・取組について	確認・対話した内容を入力 （　　）
とりわけ転職を繰り返している募集人への対応	採用基準の有無、採用を誰がどのように管理・慎重に実行しているか、 苦情対応や顧客トラブル防止、コンプラに関する教育等、どのように対応しているか、確認・対話した内容を入力 （　　）
④募集人に対する活動管理やリスク管理体制に不備がないか	□勤怠管理をはじめとした活動管理が十分になされているか （雇用契約書等の現物確認、廃業代理店が法人格を有したまま別法人（保険代理店）へ募集人を出向させ、出向先の保険代理店で教育・管理・指導を受けていない場合や常態的に出向元に勤務しているなど、保険募集の再委託禁止の潜脱行為が行われていないかの確認等、含） ⇒　確認した内容を入力 （　　） □借財情報や副業懸念検知等のリスク管理体制に不備がないか ⇒　確認した内容を入力 （　　）

	□顧客基盤の付与状況の確認 ⇒基盤付与状況や報酬体系の特性に応じて、保険代理店（経営層・コンプライアンス部門・拠点長等）が、保険代理店内募集人による不適切行為の発生を防止するために、どのような統制・管理の取組を実施しているか、等を詳細に確認・対話した内容を入力 （　　）

d. （比較推奨販売を行う場合）

確認項目	確認結果 （□にチェック、及び確認結果を入力）
○2025 年 8 月 28 日の監督指針改正を踏まえて、以下の点を確認 －保険会社等に対し過度の便宜供与を求めること及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることがないよう、適切な措置を講じていること （監督指針で示されている 「過度の便宜供与に係る判断基準の社内規則等への規定」、 「適切な教育・管理・指導」、 「保険会社等からの便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証」、 「経営陣における評価・対応の検討」、 「適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備」）	□左記を踏まえた措置を講じている ⇒　確認等した左記対応の内容を入力 （　　）

e. （特定大規模乗合保険募集人の場合）

確認項目	確認結果 （□にチェック）
法令等遵守責任者の設置状況	□適切に設置している □人事異動・組織変更も含めて、継続的に管理している

f. 代理店業務品質評価運営について（受審希望）※

※受審対象となる保険代理店のみ確認

： 生命保険乗合募集代理店（複数の生命保険会社と募集業務委託契約を締結している代理店）が対象。1 社専属代理店は対象外。

但し、個人代理店、金融機関代理店（*1)、金融機関関係代理店（*2)、日本郵政グループは規模や特性が大きく異なるため当運営の対象外

*1 保険業法 275 条 1 項 1 号に定める銀行等及び第 1 種金融商品取引業者、生命保険会社

*2 銀行等との資本関係解消等の適正化措置を行ったうえで、当該銀行等から顧客の紹介を受けている代理店等、銀行等との関係が密接な代理店

確認項目	確認結果 （□にチェック）
受審希望 ※あくまでヒアリング時の希望ベース	□受審希望あり ー受審希望時期の目途を入力　⇒　（　　）年度の申込を希望 □受審希望なし ー理由を入力　⇒　（　　） □過去に受審済

２．保険代理店における適切な業務運営（顧客本位・法令等遵守）の高度化に向けた確認・検証・対話

a. 保険代理店における適切な業務運営（顧客本位・法令等遵守）の高度化に向けた考え方・取組例

対話した内容を以下に入力

以上